



死亡後の手続きについて

このたびはご愁傷様でした。

死亡届提出後に必要な手続きをご案内します。
該当する手続きについてご確認いただき、
お手数ですが、後日市役所市民課窓口まで
おこしくださいますようお願いいたします。

 あてはまる手続きに○をつけてください		主な手続き	必要なもの	受付済	受付窓口
斎場・マイナンバー	男鹿市・秋田市の斎場を使用した方	・火葬場使用助成金交付申請	・斎場使用料の領収書の写し ・喪主または世帯主の方の通帳		市民課 市民班 1階 TEL018-853-5309
	2人以上の世帯の世帯主の方	・世帯主の変更	・特になし		
	印鑑登録をしている方	・死亡日をもって廃止されます。	・回収しません		
	住民基本台帳カードをお持ちの方				
	マイナンバーカードをお持ちの方				
健康保険・年金	国民健康保険に加入している方 国民健康保険に加入している方がいる世帯主の方	・国民健康保険被保険者証等の返納 ・葬祭費支給申請 ・相続代表者の届け出	・国民健康保険被保険者証等（世帯全員分） ・喪主または代理で葬祭費をうけとる方の通帳 ・相続代表者または代理で医療費等をうけとる方の通帳		市民課 国保医療班 1階 TEL018-853-5313
	後期高齢者医療制度に加入している方	・後期高齢者医療被保険者証等の返納 ・葬祭費支給申請 ・相続代表者の届け出	・後期高齢者医療被保険者証等 ・喪主または代理で葬祭費をうけとる方の通帳 ・相続代表者または代理で医療費等をうけとる方の通帳		
	年金を受給している方、年金に加入している方	・未支給年金請求 ・遺族年金請求 ・死亡一時金請求	亡くなった方の年金の加入状況、受給状況により手続きが異なりますので、必要なものを窓口でご案内します。 ※亡くなった方が1年以上厚生年金に加入していた場合、秋田年金事務所（TEL018-865-2379）での手続きとなります。 ※亡くなった方が公務員共済組合の年金を受給していた場合は、各共済組合事務局へお問い合わせください。（警察共済組合・公立学校共済組合・秋田県市町村職員共済組合等）		

	あてはまる手続きに○をつけてください 	主な手続き	必要なもの	受付済	受付窓口
介護	・満65歳以上の方 ・満40歳以上満64歳以下の方 で要介護認定を受けている方	・介護保険被保険者証等の返還 ・相続人代表者申立	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証※ ・介護保険負担限度額認定証※ ・相続人の口座番号等が分かるもの ※は所持している場合のみ		健康長寿課 1階 TEL018-853-5323
	児童手当を受給している保護者の方	・未支払請求 ・今後児童を監護する方の申請	・支給対象児童の預貯金通帳 ・新たな申請者の預貯金通帳、マイナンバー確認書類		子育て応援課 1階 TEL018-853-5360
児童手当 ・児童扶養手当	児童扶養手当を受給している保護者の方	・受給事由消滅届 ・未支払請求 【新規】 ・今後児童を監護するかたの認定請求	・児童扶養手当証書 ・支給対象児童の預金通帳 ・個別の状況に応じて御案内しますので、担当課にお問い合わせください。		
	児童扶養手当支給対象児童の方	・受給事由消滅届 または ・額改定請求（減額）	・児童扶養手当証書		
マル福	未就学児、小中学生、高校生で福祉医療費助成（マル福）を受給している児童の保護者の方	【被保険者が亡くなった場合】 ・健康保険証の変更手続き 【新規】 ・ひとり親家庭等児童福祉医療費受給者証交付申請の手続き	・福祉医療費受給者証 ・児童の新しい健康保険証		社会福祉課 1階 TEL018-853-5314
	身体障害者手帳または療育手帳（A）をお持ちで福祉医療費助成（マル福）を受給している方	・受給者証返還手続き	・福祉医療費受給者証		
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当を受給している方	・認定請求書	・特別児童扶養手当証書（ピンク）		
	特別児童扶養手当の対象児童の方	・資格喪失届 または ・額改定届	・特別児童扶養手当証書（ピンク）		
災害遺児	災害遺児愛護基金事業給付金	受給申出の手続き	・死亡診断書（死体検案書）の写し、障害者の場合は障害者手帳・診断書等の写 ・死亡（障害）者の遺児である証明書（戸籍謄本）		

	あてはまる手続きに○をつけてください	主な手続き	必要なもの	受付済	受付窓口
障がい	障がい者手帳 (身体・療育・精神保健福祉)をお持ちの方	・手帳返還届	・障がい者手帳		社会福祉課 1階 TEL018-853-5314
	自立支援医療受給者証(更生・育成・精神通院)をお持ちの方	・返還手続き	・自立支援医療受給者証		
	特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当 を受給している方	・資格喪失届兼未支払 手当請求書	・配偶者または扶養義務者の振込口座 情報がわかるもの		
	障害福祉サービス受給者証・ 通所受給者証をお持ちの方	・返還手続き	・サービス受給者証		
	潟上市重度障がい者 タクシー利用券 をお持ちの方	・喪失届出書	・タクシー利用券		
保育園	保育所(園)・幼稚園在園児の 保護者の方	・変更の届出	・担当課にお問い合わせください		子育て応援 課 1階 TEL018-853-5362
	保育所(園)・幼稚園在園児	・退所の届出	・担当課にお問い合わせください		
育英会	潟上市育英会奨学金の貸与を 受けている方又は返還をして いる方	・奨学金返還免除申請 手続	・印鑑 ・死亡を確認することができる証明 書		教育総務課 2階 TEL 018-853-5361
	潟上市育英会奨学金の貸与を 受けている方又は返還をして いる方の連帯保証人	・連帯保証人の変更手 続	・印鑑		
	潟上市育英会進学支援奨学金 の返還をしている方	・奨学金返還免除申請 手続	・印鑑 ・死亡を確認することができる証明 書		
	潟上市育英会進学支援奨学金 の返還をしている方の連帯保 証人	・連帯保証人の変更手 続	・印鑑		
上下水道・市営	水道・下水道を使用している 方	・名義変更 ・引落口座変更 ・閉栓	・上下水道課に連絡し、手続きを 行ってください。		上下水道課 2階 TEL018-853-5338
	市営住宅に 入居されているかた	・退去手続き ・入居承継手続き ・世帯員異動手続き	・個別の状況に応じてご案内します ので、右記にお問い合わせくださ い。		都市建設課 2階 TEL018-853-5337

	あてはまる手続きに○をつけてください	主な手続き	必要なもの	受付済	受付窓口
税金・固定資産	市・県民税が課税されている方	・相続人代表者指定（変更）届兼固定資産現所有者申告書の提出	・特になし		税務課 1階 TEL 018-853-5308
	軽自動車税が課税されている方	・廃車または名義変更（4輪等は案内のみ）	・特になし		
	固定資産を所有している方	・相続人代表者指定（変更）届兼固定資産現所有者申告書の提出	・特になし		
	納税している方（納税義務者・納税管理人）	・振替口座の変更または解約	・納税通知書または領収書 ・新たに申し込みされる方の預貯金通帳、通帳届出印 ※口座振替依頼書の提出先は金融機関の窓口になります。		
墓地	市営墓地永代使用者の親族	・墓地の承継または返還	【承継】 ・従前使用者との関係を証明する書類（戸籍謄本など） ・従前使用者の永代使用許可証 【返還】 ・従前使用者の永代使用許可証		地域づくり課 生活環境班 2階 Tel 018-853-5370
	ともすけ共済加入中に交通災害（不慮の災害）で亡くなった方の親族	・共済金の請求	【交通災害】 ・交通事故証明（写しでも可） ・加入者証の写し ・請求者の通帳の写し ・死亡診断書又は死体検案書の写し 【不慮の災害】 ・加入者証の写し ・請求者の通帳の写し ・死亡診断書又は死体検案書の写し ※請求同順位者が2人以上いる場合は、委任状が必要		
犬	亡くなった方の犬を引き取る方	・犬の所有者及び所在地の変更	・愛犬手帳及び登録の鑑札		
浄化	浄化槽を使用されていた方の親族	・管理者変更報告 ・使用廃止届 ・使用休止届	・休止の場合のみ清掃記録の写し		
許可営業	許可営業者の親族 ・理容所美容所 ・クリーニング所 ・旅館、ホテル	・承継届または廃止届	事業を引き継ぐ場合は以下のもの ・戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し ・同意書（相続人全員の同意）		

市役所以外での主な手続き

対 象	主な手続き	必要なもの	問い合わせ先	手続済
・ゆうちょ銀行口座 ・銀行口座	各金融機関へお問合せください。			
農業者年金に加入、または 受給している方	死亡届	・ 農業者年金被保険者証ま たは農業者年金証書（紛失 した場合はJ Aの窓口にお申 し出ください） ・ 死亡した方の死亡日が確 認できる戸籍謄本等	J Aの各支店窓口	
国債（戦没者遺族に対する 特別弔慰金）	・ 記名変更 ・ 償還金受領	・ 国債 ・ 記名者の死亡を証明でき る戸籍書類等 ・ 記名者と相続人の関係が 証明できる戸籍生類等 ・ 印鑑	償還金支払場所に 記載の郵便局	
障害者等用駐車区画利用証 をお持ちの方	秋田地域振興局福祉環境部へ返還してください。			
心身障害者扶養共済制度に 加入の方	右記へお問い合わせください。		秋田県障害福祉課 Tel018-860-1331	
普通自動車	自動車税	右記へお問い合わせくださ い。	秋田県総合県税事務 所Tel018-860-3339	
	名義変更・廃車	右記へお問い合わせくださ い。	秋田運輸支局 Tel050-5540-2012	
軽自動車	名義変更・廃車	右記へお問い合わせくださ い。	軽自動車検査協会 Tel050-3816-1834	
国税 相続税、所得税など	右記へお問い合わせください。		秋田北税務署 Tel018-845-1161	
不動産登記	土地、家屋などの相続 登記	右記へお問い合わせくださ い。	秋田地方法務局 登記部門 Tel018-862-1174	

◆ 住民票等の証明書取得時の注意事項 ◆

- ・ 住民票等の証明書取得の際は、請求者本人及び本人と同一世帯以外の方が代理で請求する場合は委任状が必要です。
- ・ 次ページに委任状様式をのせておりますので、必要に応じてご利用ください。
- ・ 来庁された方の本人確認を行っておりますので、運転免許証等をご持参ください。

※ 委任者本人(頼む人)が“すべて”直筆で記入してください。

委任状

記入日： 令和 年 月 日

潟上市長 あて

委任者
(頼む人)

住所：
氏名： _____ (自署) (印)

生年月日： 大・昭・平 _____

電話番号： _____

代理人
(代わりに窓口に来る人)

住所： _____

氏名： _____

生年月日： 大・昭・平 _____

上記の者を代理人と定め、下記事項にかかる権限を委任します。

- | | |
|--|--|
| しあ
てて
必は
く要
だ事
さ項
いの
ごに
記○
入を | 1. 住民票【世帯全員・世帯一部】 _____ 通申請すること |
| | 2. 住民票(除票)【対象の方の氏名： _____】 _____ 通申請すること |
| | 3. 戸籍の証明書【謄本・抄本・除籍・原戸籍】 _____ 通申請すること |
| | 4. 戸籍の附票【全部・一部】を _____ 通申請すること |
| | 5. 身分証明書を _____ 通申請すること |
| | 6. 世帯の異動(世帯分離・世帯合併等)に関すること |
| | 7. 住民異動(転居・転入・転出等)に関すること |
| | 8. その他 _____ に関すること |

※住民票(マイナンバー付き)は委任状を持って請求していただいても、委任者(頼む人)宛に郵送になります。
あらかじめ返信用封筒(切手は事前に貼ってください)をご用意いただきご持参ください。